

秋田市集合住宅の建築に関する指導要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、秋田市集合住宅の建築に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場等)

第2条 要綱第5条第1項第1号から第3号までに掲げる駐車場等については、車路部分を除き、次の各号により確保するものとする。

- 一 居住者用駐車場は、1台当たり15平方メートルを標準とする。
- 二 来客又は荷物の積み降ろし等のための駐車場は、1台当たり18平方メートルを標準とする。
- 三 自転車等の駐車場は、1台当たり1.2平方メートルを標準とする。
- 四 台数算定において、台数に端数が生じた場合は、すべて切り上げるものとする。

(管理人等の連絡先の表示板)

第3条 要綱第6条第4項に規定する表示板には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 集合住宅の名称
- 二 建築物の所有者又は管理者の住所、氏名及び電話番号
- 三 管理人の氏名、所在、電話番号及び管理人が不在の場合の連絡先

附 則

この実施要領は、平成3年10月1日から実施する。